

学生団体または部員の海外における課外活動に関する申し合わせ

平成 30 年 5 月 22 日制定

第 1 条 学生団体または部員（以下「部員」という。）が海外において課外活動を行う場合には「クラブ活動申請書」に加えて「渡航計画書（様式自由）」を活動の 1 ヶ月前までに学生部長に提出し、大学所定の手続をとらなければならない。

2 前項で示した申請書が 1 ヶ月前までに提出のない場合、海外渡航を認めないことがある。

第 2 条 学生部長は、渡航先の当該国・地域に対し、外務省が発出する「安全対策の 4 つの目安（カテゴリー）」による危険情報に基づいて、以下の基準に従って、部員に対して海外渡航の中止、延期等について指導を行う。

安全対策の 4 つの目安（カテゴリー）		大学の指導、対応
レベル 1	十分注意してください。	学生部長は渡航計画に基づき、部員に対して、現地における安全管理についてヒアリングを行う。 上記の結果、渡航することが適当でないと判断される場合、部員に対して海外渡航の中止、延期を求める。
レベル 2	不要不急の渡航は止めてください。	
レベル 3	渡航は止めてください。（渡航中止勧告）	
レベル 4	退避してください。 渡航は止めてください。（退避勧告）	

第 3 条 顧問部長は、学生部長の許可を得た後、学長の承認を得なければならない。

第 4 条 本申し合わせの改廃は学生委員会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この申し合わせは、平成 30 年 5 月 22 日から施行する。

この申し合わせは、令和 7 年 1 月 28 日から施行する。